議案第５９号

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部改正について

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部を改正する条例

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例（平成１６年上越市条例第１０８号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１４条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>単位</th><th>上限額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊室</td><td rowspan="2">宿泊利用</td><td>特別宿泊室</td><td rowspan="2">１人１泊</td><td>１１，５１０円</td><td rowspan="2">・左に定める額は、浴室の利用料金を含むものとする。
・飲食料金を除く。
・３歳未満の乳幼児は、無料とする。
・３歳以上小学生以下の者は、左に定める額に８０％を乗じて得た額を上限額とする。</td></tr>
<tr><td>一般宿泊室</td><td>９，４８０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">日帰り利用</td><td>１室４時間まで</td><td>６，６００円</td><td rowspan="2">・利用時間が４時間を超えるときは、超過利用時間１時間までごとに左に定める額に２０％を乗じて得た額を加えた額を上限額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">会議室</td><td>１室４時間まで</td><td>１１，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">浴室</td><td>中学生以上</td><td rowspan="2">１人</td><td>６５０円</td><td rowspan="2">・３歳未満の乳幼児は、無料とする。</td></tr>
<tr><td>小学生以下</td><td>３５０円</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。